



みんなが、子育てしやすい国へ。

すくすくジャパン!



平成29年度における
子ども・子育て支援新制度に関する
概算要求等の状況について

内閣府子ども・子育て本部

平成29年度内閣府予算概算要求の主要施策(子ども・子育て関係)

子ども・子育て支援新制度の実施(一部社会保障の充実)

(平成28年度予算額)

(平成29年度概算要求・要望額)

2兆2,593億円

→

2兆2,966億円+事項要求

1兆6,091億円

→

1兆6,464億円+事項要求【うち年金特別会計】

1. 子ども・子育て支援新制度の実施(一部社会保障の充実)

21,642億円+事項要求(21,790億円)

◆教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実(一部社会保障の充実)

7,636億円+事項要求(7,636億円)

すべての子ども・子育て家庭を対象に、市町村が実施主体となり、幼児期の学校教育、保育、地域の子育て支援の量及び質の充実を図る。

① 子どものための教育・保育給付

6,500億円+事項要求(6,500億円)

○ 子どものための教育・保育給付費負担金

6,428億円+事項要求(6,428億円)

- ・施設型給付、委託費(認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費)
- ・地域型保育給付(家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費)等

○ 子どものための教育・保育給付費補助金

72億円+事項要求(72億円)

認可保育所等への移行を希望する認可外保育施設や認定こども園への移行を希望して長時間の預かり保育を行う幼稚園に対し、特定教育・保育施設への移行を前提として運営に要する費用について財政支援を行う。

② 地域子ども・子育て支援事業(年金特別会計に計上)

1,136億円+事項要求(1,136億円)

○ 子ども・子育て支援交付金

982億円+事項要求(982億円)

市町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援。

- ・利用者支援事業
- ・延長保育事業
- ・放課後児童健全育成事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり事業
- ・病児保育事業
- ・子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)等

○ 子ども・子育て支援整備交付金

154億円(154億円)

放課後児童クラブ及び病児保育施設への施設整備等を支援。

※ 事項要求

- ・ 社会保障の充実
平成29年度における社会保障の充実(「量的拡充」及び「質の向上」)に係る費用については、予算編成過程で検討。
- ・ 保育士等の処遇改善に必要な経費
「ニッポン一億総活躍プラン」等に掲げられた保育士や放課後児童支援員等の処遇改善について、予算編成過程で検討。
- ・ 幼児教育無償化の段階的実施のために必要な経費(保育料負担の軽減含む)
幼児教育の無償化に向けた段階的取組に係る費用については、予算編成過程で検討。

◆児童手当制度(年金特別会計に計上) 14,007億円(14,155億円)
次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当の支給を行う。

2. 事業所内保育など企業主導の保育所の整備・運営等の推進(年金特別会計に計上) 1,322億円(800億円)

子ども・子育て支援法を改正し、拠出金率の上限を0.25%に引上げ(平成27年度時点での拠出金率0.15%に+0.1%)。拠出金率の引上げは段階的に実施することとし、平成29年度は0.23%(対27年度+0.08%)とする予定。(平成28年度は0.20%(対27年度+0.05%)に引上げを実施。)

待機児童解消加速化プランに基づき、事業所内保育等の企業主導型の多様な保育サービスの拡大等。

① 企業主導型保育事業 1/3 1,318億円(797億円)

- ・ 休日や夜間の対応など企業の勤務時間に合わせた保育や、複数企業による共同利用などの柔軟で多様な保育サービスの提供を可能とした事業所内保育の設置を促進する、企業主導型保育の拡大を支援する。
- ・ 企業主導型保育事業による保育の受け皿の拡大は、約5万人分を上限とする。

② 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業 3.8億円(3.8億円)

残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者等が、低廉な価格(補助額:2,200円、双子の場合は加算(補助額:9,000円))でベビーシッター派遣サービスを利用できるよう支援する。

- ◆子ども・子育て支援新制度全国総合システム運営経費 0.4億円(0.4億円)
保護者の選択に資する施設・事業者情報や、支給認定状況等の新制度の施行状況を一元的に管理するとともに、地方自治体において適正かつ円滑に事務が実施できるよう、平成26年度に開発した市町村、都道府県及び国の間で情報のやり取りを行う電子システムについて、平成29年度以降も引き続き着実な運用を図るための経費(国庫債務負担行為経費(H26～H30))。
- ◆子ども・子育て支援新制度について、円滑な実施を図るために必要な広報・啓発活動などに要する経費 0.9億円(0.9億円)
広く国民一般の理解促進を図るため、全国各ブロックで一般向けフォーラムを開催するとともに、新制度のパンフレットやポスター、冊子を作成し、地方自治体窓口や関連施設等で一般向けの広報に活用するなど、広報・啓発活動を行うための経費。
- ◆ECEC Network事業への参画 0.1億円(0.1億円)
OECDにおいて計画されている保育・幼児教育の従事者に関する調査に参加し、保育・幼児教育の質の向上を図るための政策立案に資するデータを収集するための経費。
- ◆子ども・子育て会議経費 0.1億円(0.1億円)
子ども・子育て支援法等に基づき、子ども・子育て会議、基準検討部会において、子ども・子育て支援新制度の施行状況のフォローアップ等を行う。
- ◆子どものための教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業の推進経費 0.2億円(0.2億円)
子ども・子育て支援法に基づく給付等について、実施状況や、在り方等、調査・検討等を行い、実施状況等を把握するための経費。
- ◆教育・保育施設等における保育事故検討会に要する経費 0.03億円(0.03億円)
教育・保育施設等における事故の防止については、子どもの健やかな育ちの場を確保することや、働くものが安心して子育てができる環境を整備する観点から重要であるため、検討会や事故の再発防止のための調査、自治体などへの助言などを実施するための経費。
- ◆業務管理体制指導監査経費 0.02億円(0.02億円)
子ども・子育て支援法第55条の規定により業務管理体制の整備に関する事項について届け出を行った事業者に対し、業務指導監督を実施する経費。

熊本地震の被災地域における保育所等の利用者負担減免に対する支援

平成28年度第二次補正予算（案）：398,866千円

<概要>

保育所等を利用する支給認定保護者等が震災により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けた場合には、市町村の判断により利用者負担額の減免を行っているところであるが、これによる市町村の負担を軽減するため、国による財政支援を行う。

被災した保育所等の利用者に係る利用者負担の減免措置

- 事業内容： 熊本地震の被災者に対し、市町村が子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の利用者負担額の減免を実施した場合の減免相当額について、本事業により補助を行う。
- 補正事由： 熊本地震からの復興を支援するため、保育所等の利用者に係る経済的負担を軽減する必要がある。
- 対象者： 熊本地震により被災した者
- 実施主体： 市町村（本事業の対象者が居住する市町村に限る。）
- 補助率： 定額（10/10相当）

